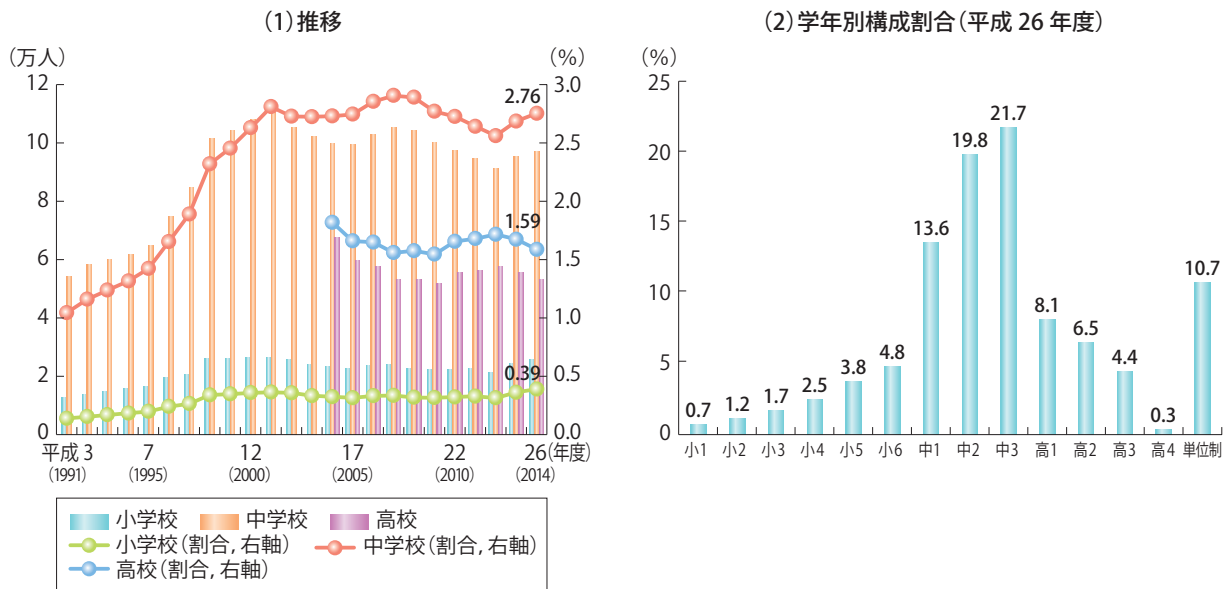


◇小学生、中学生の不登校は、平成25年・26年と2年続けて前年より増加した。
 ◇不登校になったきっかけと考えられる状況として、「不安など情緒的混乱」「無気力」などが挙げられる。

第3-7図 不登校の状況



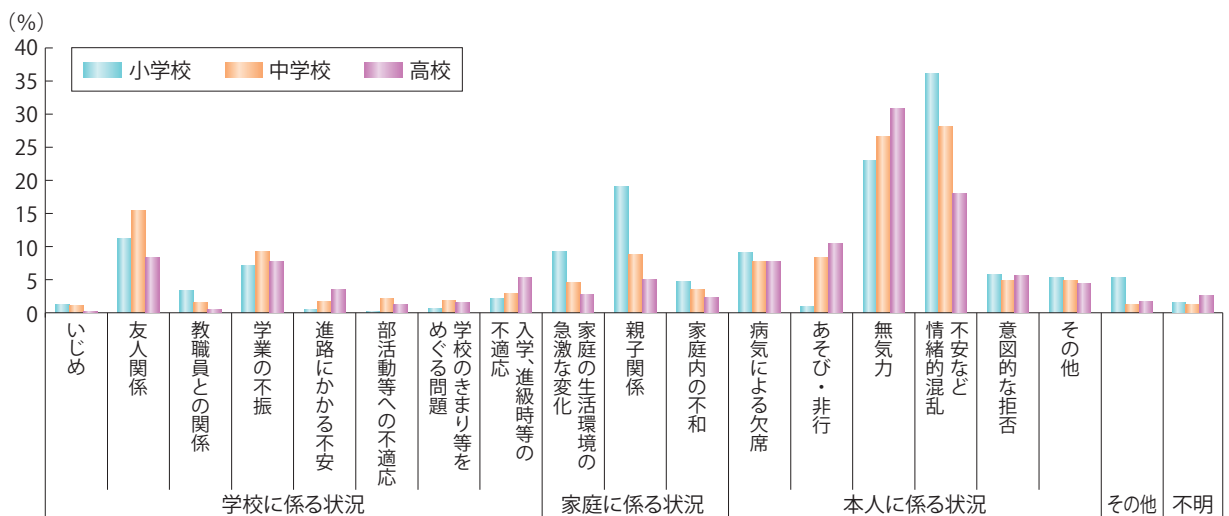
(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 (注) 1. ここでいう不登校児とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した子どものうち不登校を理由とする者。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由によるものを除く)をいう。
 2. 調査対象は、国公立の小学校・中学校・高校(中学校には中等教育学校前期課程を含む)。高校は平成16年度から調査。

第3-8表 不登校の子供が在籍する学校 (平成26年度)

	不登校の子供の在籍学校数 (校)	全学校に占める割合 (%)
小学校	9,976	47.8
中学校	9,068	85.5
高校	4,426	80.5

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

第3-9図 不登校になったきっかけと考えられる状況 (平成26年度)



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
 (注) パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合(複数回答可)。

(4) 高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援（文部科学省，厚生労働省）

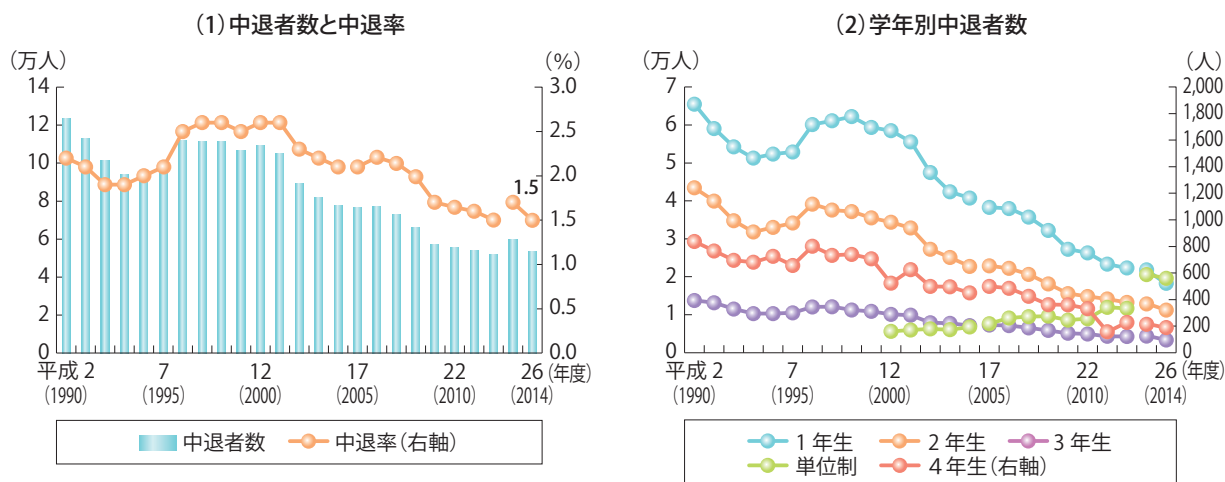
文部科学省は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」³の中で、高校中退の状況を把握し、公表している。

厚生労働省は、平成28（2016）年度より中退者の支援を更に充実させるため、学校等関係機関、ハローワーク、サポステが連携し、高校中退者等に対する切れ目ない支援の充実を図っていく。

◇高校中途退学者は、減少傾向が続いている。

◇中退の事由としては、「学校生活・学業不適応」「進路変更」が多い。

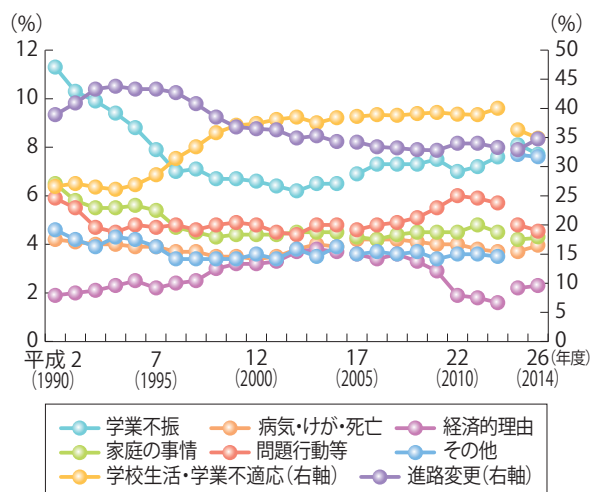
第3-10図 高校における中途退学者



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(注) 調査対象は、平成16（2004）年度までは公・私立高校、平成17（2005）年度から国公立高校。さらに、平成25（2013）年度から高等学校通信制課程も調査対象に含まれている。

第3-11図 高校中退者の事由別構成比



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(注) 調査対象は、平成16（2004）年度までは公・私立高校、平成17（2005）年度から国公立高校。さらに、平成25（2013）年度から高等学校通信制課程も調査対象に含まれている。

3 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/shidou/1267646.htm

2 障害等のある子供・若者の支援

(1) 障害のある子供・若者の支援（文部科学省）

ア 特別支援教育の推進

障害のある子供の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うことが必要である。一方で、近年、子供の障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。

特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級では、一人一人の教育的ニーズに応じ、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、個別の教育支援計画や個別の指導計画が作成され、特別な配慮をもって作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備を活用して、指導が行われている。通学が困難な子供に対する訪問教育も行われている。通常の学級でも、通級による指導⁴のほか、障害に配慮した指導方法や特別支援教育支援員の活用など、一人一人の教育的ニーズに応じた教育が行われている。

文部科学省は、特別支援教育を推進するための以下のような取組を行っている⁵。

- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校といった全ての学校において、発達障害を含む障害のある子供に対する学校の支援体制を整備するため、関係機関との連携や専門家チームによる支援に要する経費の一部補助
- ・小学校、中学校、高等学校において、発達障害の可能性のある子供を早期に発見し、早期に支援するための指導方法の改善や、各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法、時期等に関する研究
- ・公立の幼稚園、小学校・中学校・高校に発達障害を含む障害のある子供をサポートする「特別支援教育支援員」を配置するための経費が地方財政措置されていることを踏まえた特別支援教育支援員の配置促進や、私立学校が障害に応じた教育を実施する上で必要とする設備を整備する経費の一部補助
- ・特別支援教育に関わる教員に対する専門的な研修や、保護者を始め様々な人々が理解を深めるための取組
- ・インクルーシブ教育システム⁶の構築に向けた取組として、早期支援コーディネーターの配置による早期からの教育相談・支援体制の構築、合理的配慮協力員等の配置による学校における合理的配慮の充実
- ・文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」で得られた実践事例を独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の『『合理的配慮』実践事例データベース』上で公表し、障害のある子供への「合理的配慮」の充実に役立つ情報の発信⁷

イ 障害のある子供たちへの就学支援

文部科学省と地方公共団体は、障害のある子供の特別支援学校や小・中学校への就学の特殊事情に鑑み、これらの学校に就学する子供の保護者などの経済的負担を軽減するため、保護者の経済的負担能力に応じて就学奨励費を支給している。

4 小・中学校の通常の学級に在籍している比較的障害の軽い子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態。言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、弱視、難聴などのある子供が対象。

5 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

6 障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(一般的な教育制度)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている(「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成27年7月中央教育審議会初等中等教育分科会)より)。

7 <http://inclusive.nise.go.jp/>

ウ 障害のある子供と障害のない子供や地域の人々との交流及び共同学習

障害のある子供と障害のない子供や地域の人々が活動を共にすることは、子供の経験を広め、積極的な態度を養い、豊かな人間性や社会性を育む上で意義があるばかりでなく、地域の人々が障害のある子供に対する正しい理解と認識を深めるためにも有意義である。

文部科学省は、こうした交流及び共同学習が一層推進されるよう、現行学習指導要領などにおいて障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設けることを規定するとともに、「交流及び共同学習ガイド」⁸のホームページへの掲載を行っている。また、特別支援学校に在籍する子供の居住する地域の小・中学校との交流や共同学習の推進に関する実践研究に取り組んでいる。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所⁹は、都道府県で交流及び共同学習を推進する立場にある教職員を対象に「交流及び共同学習推進指導者研究協議会」を開催し、交流・共同学習の理解促進と具体的な方策の普及を図っている。

エ スポーツ活動

平成27（2015）年度より、スポーツ関係者と障害福祉関係者が連携・協働体制を構築し、地域において一体的に障害者スポーツを推進する取組を支援している。また、平成28（2016）年度より、障害児を含めた障害者の日常的なスポーツ活動を推進するため、特別支援学校等を拠点とした障害者のスポーツ活動の拠点づくりを推進するための支援を実施することとしている。

(2) 発達障害のある子供・若者の支援

ア 「発達障害者支援センター」¹⁰を核とした地域支援体制の強化（厚生労働省）

厚生労働省は、「発達障害者支援法」(平16法167)に基づき、地域において医療、保健、福祉、教育及び労働といった分野の関係者と連携し、発達障害者やその家族に対する相談支援を推進している¹¹。具体的には、

- ・地域生活支援事業における「発達障害者支援体制整備」により、都道府県・指定都市において、発達障害者やその家族に対して、各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、保健所・保育所などの支援関係機関のネットワークを構築するとともに、ペアレントメンター¹²の養成とその活動を調整する人の配置、アセスメントツール¹³の導入を促進する研修会などの実施、家族対応力の向上を支援するペアレントトレーニング¹⁴や当事者の適応力向上を支援するソーシャル・スキルズ・トレーニング（SST：Social Skills Training）¹⁵の普及を推進している。また、地域における発達障害児（者）の支援体制と社会参加を促す観点から、市町村や事業所への支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応などを行う発達障害者地域支援マネジャーを発達障害者支援センターなどに配置することにより、地域支援機能の強化を図っている。
- ・地域生活支援事業における「巡回支援専門員整備」により、発達障害に関して知識を有する専門員が保育所など子供や親が集まる施設・場を巡回し、施設の職員や親に対し障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行っている。
- ・発達障害・重症心身障害児（者）の地域生活支援モデル事業により、発達障害児（者）・重症心身障害児（者）やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援などを整備し、地域生活支援の向上を図っている。
- ・国立障害者リハビリテーションセンターにおいては、全国の発達障害者支援センターの中央拠点

8 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010/001.htm

9 <http://www.nise.go.jp/cms/>

10 平成24（2012）年度までに、全ての都道府県・指定都市に設置されている。

11 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hattatsu/gaiyo.html>

12 発達障害者の子供を持つ親であって、その経験を活かし、子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。

13 発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票。

14 発達障害児者の親は自分の子供の行動を理解したり、発達障害の特性をふまえた褒め方やしかり方を学ぶための支援。

15 発達障害者が集団生活を送る上で必要なノウハウを身に付けるための支援。

としての役割を担う「発達障害情報・支援センター」を設置し情報発信や支援手法の普及を図っている（第3-12図）。また、平成28（2016）年度から、新たに専門家等と連携を図りつつ、自治体等に対して地域における支援体制構築に向けた指導、助言を行うこととしている。さらに、発達障害者支援に関する職員を対象とした専門的な知識・技能の習得を目指した研修を実施している。

イ 学校における支援体制の整備（文部科学省）

発達障害の可能性のある子供は通常の学級にも在籍しており、文部科学省は、発達障害を含む障害のある子供への学校における支援体制の整備を推進している（詳細は、前項の「(1) 障害のある子供・若者の支援」を参照）。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、以下の取組を行っている。

- ・「発達障害教育情報センター」¹⁶において、学校の教職員や保護者に対し、厚生労働省とも連携しながら、発達障害に関する正しい理解や支援に関する様々な教育情報、教員研修用の講座をインターネットを通じて提供
- ・各都道府県等において、発達障害のある子供に対する指導・支援に関して指導的な立場にある教職員による研究協議などを通じ、専門的知識と技能を高め、各地方公共団体の支援、指導の充実に資することを目的に、発達障害教育指導者研究協議会を開催

(3) 障害者に対する就労支援等（文部科学省、厚生労働省）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭35法123）は、民間企業などに対し、雇用する労働者の一定割合（障害者雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用することを義務づけている（障害者雇用率制度）。平成25（2013）年4月からは、民間企業の障害者の法定雇用率を2.0%（従来1.8%）に引き上げ、更なる障害者雇用の促進を図っている。

厚生労働省は、障害者雇用率の達成に向け、ハローワークなどにおいて厳正な達成指導を実施しているほか、以下の取組を行っている。

- ・ハローワークが中心となり、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関などの関係機関と連携し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」
- ・障害者本人の就労に対する不安や中小企業の障害者雇用に関する不安を解消するため、地域の福祉施設、特別支援学校、医療機関などの関係機関と連携し、職場実習、就労支援セミナー、事業所見学会などの実施（福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業）
- ・「障害者総合支援法」に基づく、一般就労への移行を支援する「就労移行支援」と、一般就労が困難な者に対して働く場を提供する「就労継続支援」
- ・近年急増する精神障害や発達障害がある求職者について、障害特性に応じたきめ細かな就労支援
- ・発達障害などによりコミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている若者に対し、「若年コ

第3-12図 発達障害情報・支援センター



（出典）発達障害情報支援センターホームページ（<http://www.rehab.go.jp/ddis/>）

16 <http://icedd.nise.go.jp/>

コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」において、ハローワークに配置している専門の相談員によるきめ細かな個別相談や支援

- ・障害者職業能力開発校（全国19校）において、職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置きつつ、障害の特性に応じた職業訓練
- ・企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関といった地域の多様な委託先を開拓し、就職に必要な知識・技能を習得するための委託訓練

文部科学省では、高等学校段階において、障害のある生徒が自立し社会参加を図るため、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援を充実する「キャリア教育・就労支援等の充実事業」を行っている。

(4) 障害者に対する文化芸術活動の支援（文部科学省、厚生労働省）

障害の有無にかかわらず、すべて子供たちが文化芸術に親しみ、優れた才能を生かして活躍することのできる社会を築いていくことは重要である。文部科学省においては、全国の高校生が芸術文化活動の発表を行う祭典である全国高等学校総合文化祭において、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供するとともに、子供たちに質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保することを目的として、小学校・中学校等に障害のある芸術家等を派遣し、車いすダンスの披露や車いすダンス体験等の機会等を提供している。また、障害者の優れた芸術活動に関する試行的展覧会等の実施や、障害者の芸術活動を支援する人材育成事業に対する支援、障害者が芸術作品を鑑賞しやすい環境づくりを進めている。

(5) 慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援（厚生労働省）

小児慢性特定疾病対策及び難病対策については、平成27（2015）年1月の「児童福祉法の一部を改正する法律」（平26法47）（以下「児童福祉法」という。）及び「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平26法50）（以下「難病法」という。）の施行により、各法に基づく医療費助成制度や児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等自立支援事業が都道府県等において実施されている。

さらに、平成27年9月に「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」、同年10月に「小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針」が策定された。

厚生労働省では、これらの法律及び基本方針に基づき小児慢性特定疾病児童等や難病患者に対して、以下のような総合的な対策を推進していくこととしている。

- ・小児慢性特定疾病児童等及び難病患者の医療費の負担軽減を図るため都道府県等が実施する医療費助成について、その費用の2分の1を負担
- ・小児慢性特定疾病児童等の自立を支援するため、児童福祉法に基づき都道府県等が実施する相談支援事業、相互交流支援事業などの小児慢性特定疾病児童等自立支援事業について、その費用の2分の1を負担
- ・小児期から成人期に向けた児童の成長・発達に合わせ、小児慢性特定疾病児童等が適切に小児医療に従事する者から成人医療に従事する者に担当が移行できるようモデル事業を実施し、移行する際に必要なガイドの作成・周知を行うことで医療従事者間の連携を推進
- ・症例数が少なく研究が進みにくい疾病について、データを集約し、治療に役立てるための調査研究を推進
- ・専門医療機関とかかりつけ医の連携などによる、できる限り早期に正しい診断や治療が行われるための、医療提供体制の確保
- ・日常生活での不安を解消していくため、難病相談支援センターなどを通じた相談支援体制の充実
- ・ハローワークに難病患者就職サポーターを配置し、難病相談支援センターと連携した就労支援の推進